

岸和田市
子育て世帯訪問支援事業業務
委託事業者募集要項

令和8年4月

岸和田市
こども家庭応援部こども家庭課

1.目的

この要項は、岸和田市が実施する子育て世帯訪問支援事業(以下、事業という)の委託事業者登録に関し、必要な事項を定めることを目的とします。

2.委託業務の概要

1. 委託業務名:岸和田市子育て世帯訪問支援事業委託業務(以下、本業務という)
2. 業務仕様:別紙「岸和田市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書」(以下、仕様書という)を遵守してください。
- 3.委託期間:契約締結日から当該年度の末日まで

3.事業者の応募資格

本事業を委託する事業者は、次の1～3のすべてを満たすことが必要です。

- 1.仕様書に定める訪問支援員を派遣できる事業者で、国内に事業所を有すること。
- 2.次のいずれかを満たすこと。
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第36条第1項及び同法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第34条の7の規定に基づき、居宅介護に係る指定障害福祉サービス事業者として指定を受けていること。
 - ・ 事業の安定した運営および適切な子育て支援事業の実施が確保できると認められる法人等であること。
 - ・ 本市または他の自治体において、本事業や類似する事業(訪問型の家事支援事業など)を実施した実績がある法人等であること。
- 3.次の①～⑧のいずれにも該当しないこと。
 - ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号又は同条第2項各号のいずれかに該当する者
 - ②本市の競争入札における指名停止措置を受けている者
 - ③本市内外の市税等を滞納している者
 - ④定款または規約・会則がなく、責任者が明確でない、適正な会計を行っていないなど、本市が委託契約を締結する事業者として不相当と認められる者
 - ⑤宗教活動または政治活動を目的とした団体
 - ⑥特定の公職(公職選挙法第3条に規定する公職をいう)の候補者(候補者になろうとする者を含む)や現職者、または政党を推薦・支持・反対することを目的とした団体
 - ⑦暴力団、暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者(岸和田市暴力団排除条例に規定する者を含む)
 - ⑧利用者の居宅で営利を目的とした活動を行う者

4.提出書類

提出時は下記の書類を用意してください。事業所ごとの書類が必要な場合は、該当する事業所分を揃えてください。

- 1.応募申請書(応募様式 1 号)
- 2.誓約書(応募様式 2 号)
- 3.事業実施体制確約書(応募様式 3 号)
- 4.事業所情報報告書(応募様式 4 号)

※ 応募事業者単位ではなく、実際に派遣拠点となる事業所ごとに作成してください。

例:事業所 3 カ所を実施する場合は様式 4 を 3 枚提出。

- 5.次のいずれかの書類(事業所ごとに必要)

- ・居宅介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定が分かる書類の写し
- ・事業の安定的な運営および適切な子育て支援事業の実施が確保できることを示す法人の概要(パンフレット等でも可)および活動実績報告書(任意様式)

- 6.定款および登記事項証明書

※ 法人以外の団体は、これらに相当する書類を提出してください。

5.登録事業者の審査および契約

市は提出書類の確認と面談により、本業務の遂行に支障がないかを審査します。本市が委託可能と判断した事業者と委託契約を締結するとともに、審査結果を文書で通知します。

6.申請書等の提出方法

- ・提出期間:随時受付
- ・受付時間:月曜日～金曜日の午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 4 時まで。
書類提出時に約 30 分の面談を行い、資格要件や書類の確認を行います。必ず事前に担当者へ連絡してください。
- ・提出先:〒596-0045
岸和田市別所町 3 丁目 12 番 1 号 岸和田市立保健センター内 1 階
こども家庭応援部 こども家庭課(こども家庭すこやかセンター)
- ・提出方法:直接持参で提出してください。

7.辞退について

提出後に事業者の事情で辞退する場合は、理由を添えて応募辞退届(応募様式 5 号)を速やかに提出してください。また、次のいずれかに該当する場合は失格となり、登録は行いません。登録後に該当が判明した場合も登録を取り消すことがあります。

- 1.第3項の事業者の応募資格を満たさなくなった場合
- 2.提出書類に不備がある場合(軽微なものを除く)
- 3.提出書類に虚偽の記載があった場合
- 4.本業務の履行が困難と認められる場合

5.応募に際して不正行為があった場合

8.その他

- 1.提出書類は審査結果にかかわらず返却しません。市が定める保存期間の終了後に責任を持って破棄します。
- 2.提出された書類は本事業以外には使用しません。
- 3.書類作成等にかかる費用はすべて応募事業者の負担です。応募に伴う経費や準備費用等の損害賠償には応じません。
- 4.本募集は事業者の募集を目的としており、応募が即ち委託を保証するものではありません。
- 5.応募された事業者名は、本事業に関するリーフレット等の広報媒体に掲載することがあります。

9.問い合わせ先

〒596-0045

岸和田市別所町 3 丁目 12 番 1 号 岸和田市立保健センター内 1 階

こども家庭応援部 こども家庭課(こども家庭すこやかセンター)

担当:伊藤・小稲

TEL:072-423-8812(直通) FAX:072-423-3220